

告 示

埼玉県告示第百二十七号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県狭山市笹井地内外

四 作業期間

令和六年一月二十二日から令和六年三月十九日まで